

R1.7.2 第10回常務委員会

令和元年7月2日（火）午後3時00分～

県庁10階 特別中会議室

徳島県都市計画審議会第10回常務委員会議事録

（秋田室長）

ただ今から徳島県都市計画審議会第10回常務委員会を開催いたします。

当常務委員会の委員は7名でございますが、徳島県都市計画審議会条例第6条第4項において準用する第5条第1項の規定によりまして、委員会は半数以上の出席をもって成立いたします。

ただ今、御出席をいただいております委員は5名でございますので、定足数を満たしております。

続きまして、会議資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、A4一枚物の委員名簿及び配席図、A4両面で8枚ほどの第10回常務委員会議案書、右上に添付資料1、添付資料2と記載のある説明資料、同じく右上に参考資料1、参考資料2と記載のある資料、以上の7点が本日の会議資料となっております。

過不足はございませんでしょうか。

次に、報道関係者の方にお知らせいたします。

受付時に配布しました「報道関係者の皆様へ」と書かれた用紙をご覧ください。

遵守事項を守っていただきますよう、お願いいたします。

特に、写真やビデオの撮影、録音につきましては、このあと行われる議案の審議に入る前までに限られておりますので御注意願います。

それでは、会議開催に先立ちまして、銚田県土整備部次長より開会の御挨拶をさせていただきます。

（銚田県土整備部次長）

徳島県県土整備部次長の銚田でございます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、第10回常務委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、日ごろより徳島県の都市計画行政の推進にあたり、特段の御理解、御協力を賜っておりますこと、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

さて、本日は「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置」に係るものが2件でございます。

R1.7.2 第10回常務委員会

この議案につきましては、都市計画決定ではなく、建築基準法の規定に基づき、「県の都市計画審議会の議を経る」というものでございまして、常務委員会として審議する案件となっております。

その敷地の位置につきまして、周辺環境を考慮しつつ、都市計画上の支障の有無を御判断いただくというものでございます。

産業廃棄物処理施設は、社会生活上、必要不可欠な施設であります。環境に影響の大きな施設でございますので、この場での審議のみならず、いわゆる廃掃法やダイオキシン類特別措置法、騒音規制法、振動規制法など関係する様々な法令の審査を経て設置されるものでございます。

このあと関係課から詳しく説明があると思っておりますけれども、委員の皆様方には、敷地の位置につきまして、都市計画上の支障の有無という観点からの御審議をよろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(秋田室長)

銚田次長ありがとうございました。では、本日の議案書を一枚めくって下さい。

本日の議事進行順序が記載されておりますので、この順序に沿って、会議を進行させていただきます。

まず始めに、「委員の異動について」、事務局より、御報告いたします。

平成30年10月29日の第113回徳島県都市計画審議会において、山中会長から指名していただいた、7名の常務委員の内2名が異動されましたので、新たに2名の方を指名させていただきます。

まず、関係行政機関の委員でございました、県警本部長の鈴木委員が辞任され、平成31年1月15日付けで根本委員に新しく委員に御就任をいただきました。

本日は、代理で秋山交通規制課長に御出席いただいております。

(秋山交通規制課長)

秋山でございます。よろしくお願いいたします。

(秋田室長)

次に、県議会議員の委員でございました、岸本委員が辞任され、令和元年5月17日付けで、須見委員に新しく委員に御就任いただきました。

(須見委員)

須見です。よろしくお願いいたします。

(秋田室長)

続きまして審議に入りたいと思いますが、当常務委員会の議長は、徳島県都市計画審議会

及び常務委員会運営規則第15条第2項の規定において準用する同規則第5条の規定によりまして、会議の議長は会長をもって充てるとなっております。

それでは、山中会長、以後の議事進行について、よろしくお願いいたします。

(山中議長)

はい、進行役をいたします山中でございます。よろしくお願いいたします。先ほど御説明ありましたように、今回の審議については建築基準法ということで審議を託されておりますので、その点を確認してよろしくお願いいたします。

特に都市計画上の審議でございますので、都市計画の観点から、その位置について確認をするということが重要な視点だと思っております。

ただし、受けるにあたって、どのような施設が来て、周りにどのような影響があるのかというのが重要なことでございますので、この辺についても審議の対象としていただければと思っております。

早速ですが、始めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず始めに、運営規則第15条第2項において準用する同規則第14条の規定によりまして、会議録署名者を指名いたします。

本日は、真田委員さんと三好委員さんの二人にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(真田委員、三好委員)

はい。

(山中議長)

それでは、これから議案の審議に入りますので、冒頭、事務局から説明がありましたように、報道関係者による写真やビデオの撮影、録音などは議案の審議に入る前までとなっておりますので、写真やビデオ撮影などはここまでで、御遠慮願います。

それでは審議に入ります。お手元の議案書に記載されておりますが、本日の議案は議常第12号、13号の2件ということですので、事務局から説明をお願いします。

(森都市計画課長)

都市計画課長の森でございます。よろしくお願いいたします。委員の皆様方には、大変お忙しい中、当常務委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、常務委員会の開催と言うことでお集まりいただいておりますので、議案説明に入る前に、常務委員会での審議について、簡単に御説明いたします。着座にて説明させていただきます。

R1.7.2 第10回常務委員会

当常務委員会は、参考資料2の2ページにございます徳島県都市計画審議会条例第6条の規定に基づき設置されており、審議会の委員の中から会長が指名した7名の委員で組織されています。

審議会の委任を受けて、その権限に属する事項で「軽易なもの」を処理する機関でございまして、「軽易なもの」の内容は参考資料2の5ページにあります運営規則第16条で定められており、本日の付議案件は、その中のひとつ、「建築基準法第51条ただし書きの規定による位置の許可に関する事務」に該当するものでございます。

それでは、ここで、参考資料1の1ページをご覧ください。

建築基準法第51条では、「卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定されているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とあります。

また、これに続き、「ただし書き」の規定がありまして、「ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」とされております。

また、産業廃棄物の処理施設について、建築基準法の許可が必要となる規模は、施設の種類の等によって異なります。

参考資料1の2ページをお開きください。これは、施設の種類ごとに許可が必要となる施設規模一覧の抜粋です。

議常第12号は「がれき類」の破碎施設で、処理規模は日当たり504tですので表中8の2の処理規模の日当たり5tを超えます。

また、13号は医療系廃棄物、廃プラスチック類等の焼却施設であり、処理規模は時間当たり2.5tですので表中13の2の処理規模、時間当たり200kgを超えております。

つまり、このような産業廃棄物処理施設を都市計画区域内で建築するためには、その施設が都市計画決定されている、あるいは、ただし書き規定のとおり、都市計画審議会の議を経ていることが必要となります。

今回の施設は、2議案とも民間事業者による産業廃棄物処理施設でございまして、このような場合には、恒久的な施設ではないため、都市計画決定ではなく、建築基準法第51条のただし書き規定を適用しており、このたび、常務委員会において御審議いただくこととなった訳でございます。

なお、本日の御審議では「敷地の位置が都市計画上支障があるかどうか」の判断をいただくものでございます。

その基準としましては、一般的には、周辺の土地利用の状況や市街化の動向、あるいは他

の都市施設との関連などがございます。

今回の設置予定地は、2件とも市街化調整区域で、周辺の土地利用は、第12号では山林、13号では工場、公共施設等が集まっており、その周囲は農用地、住宅として利用されております。

また、近傍での都市計画施設の計画はございません。

参考資料1の3ページをお開きください。

最後に、関係法令の処理状況ですが、産業廃棄物処理施設の設置にあたりましては、県の産業廃棄物処理指導要綱に定められた手順を踏んで、最終的には、廃棄物処理法の規定に基づく、県知事の許可が必要となります。

今回の施設につきましては、県の産業廃棄物処理指導要綱に基づき、事前協議の提出や関係市町長への意見照会を行い、産業廃棄物処理施設適正立地審査会を開催しております。審査会において、施設から300m以内の地元住民の合意形成に努めることを指導しており、事業者は、住民に対し事業内容の説明会や戸別訪問、個別説明を実施し了解を得ております。

また、建築基準法につきましては、第12号については、平成31年4月23日に建築許可申請が提出されています。

第13号につきましては「特定行政庁」が徳島市であり、平成30年12月6日に建築許可申請が提出され、5月24日付けで徳島市長から県に対し、徳島県都市計画審議会への付議の依頼をいただいております。

なお、鳴門市長、徳島市長からは、「この施設の敷地の位置は、都市計画上支障はないと認める」との意見をいただいております。

これから第12号、13号の詳しい説明を所管部署から御説明させていただきますので、その後に都市計画の観点からの敷地の位置につきまして、御審議のほどよろしく願います。

(徳島県：高島建築指導室長)

建築指導室の高島でございます。よろしくお願いいたします。

第12号徳島県分の「廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」御説明させていただきます。議案書の1ページをご覧ください。

申請者は板野郡北島町の株式会社尾形建築でございます。今回の施設概要につきましては、東部都市計画区域内における市街化調整区域にある敷地で、面積は2,513.76㎡、用途は産業廃棄物処理施設で、建築解体工事で発生したコンクリート殻であるがれき類を破碎し、再生砕石として利用するために必要な中間処理施設を新設するものです。

R1.7.2 第10回常務委員会

この中間処理施設の破砕処理能力が1日当たり504tであるため、建築基準法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定されているがれき類の破砕処理能力が1日当たり5tを超えるため、建築基準法51条に基づく建築許可が必要となり、今年の4月23日に建築許可申請が提出されております。

なお、先ほど都市計画課より御説明があったように、このような処理施設を設置するためには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく設置許可も必要となります。

議案書の2ページをお開きください。位置図でございます。資料上が北となっております。今回の申請地は、鳴門市大麻町桧字丸山44番1の一部で、主要地方道徳島北灘線沿線に位置し、JR高德線板東駅から北西、約1.7kmのところに位置しております。

市街化区域は、申請地から少し離れたこの板東駅を中心に四国横断自動車道の南側に位置し、申請地の南側、鳴門市ドイツ館あたりがドイツ村都市計画公園であり、申請地を含めこの辺りは、市街化調整区域となっております。

また、申請地の東側には、大麻比古神社があり、さらに東側の約300mほど離れた赤丸のところに民家が約15戸あり、南側の約230mのところにケアハウス等の福祉施設がございます。

次の3ページをお開きください。申請地周辺の位置図でございます。申請地の東側の大麻比古神社、南側にケアハウス等の福祉施設がございます。

2、3ページの位置図でわかるように民家や福祉施設から少し離れたところに位置しているため、今回の産廃施設を設置しても、この周辺で無秩序な市街化が進む恐れはないものと考えており、申請者も、生活環境への影響を軽減するために粉じんの飛散や騒音対策として散水をしたり、2m程度の擁壁を処理場の外周部に設置するなど環境対策を講じる計画となっております。

次の4ページが産業廃棄物処理施設の配置図です。

資料を横で見ていただいた右側が北となっております。予定工作物と記載のある自走式破砕機が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2」に基づくがれき類の破砕施設に該当しており、1日当たりの処理能力が504tとなっております。

配置図の西側・資料上の緑色の部分が処理前の保管場として、東側・資料左の黄色で着色した部分が、処理後の保管場として、2台のパワーショベルにより、がれきの荷下ろし、破砕機への投入、処理後の再生砕石の積み込みを行う計画となっております。

1日の搬入車両は最大で10tトラック10台を予定しております。

周辺への環境対策としまして、低騒音・低振動型のパワーショベルを使用し、破砕時の粉塵の飛散・騒音防止のため、処理後の保管場3方に高さ2mのコンクリート壁を設けることとしております。

R1.7.2 第10回常務委員会

併せて、粉塵・飛散防止のために破砕時には散水することとしており、この処理水も、沈降物分離槽により分離し上澄み水のみを浸透柵にて処理することとしております。

また、予定建築物といたしましては、鉄骨造平屋建て17.81㎡の事務所を設ける計画となっており、次の5ページに、この事務所の平面図及び立面図を添付しております。

別添の議常12号に関する添付資料1の3ページから5ページに今回設置する予定の破砕機のカatalogを添付しております。

6ページをご覧ください。写真撮影位置を示しており、さらに次のページが現況写真となっております。

7ページをご覧ください。写真①②は申請地東側の主要地方道徳島北灘線からそれぞれ北東側から南方向を、東側から北方向を撮影したものです。

写真に写っております既存の門扉から出入りするようになります。

時間外は門扉を施錠し、不法投棄防止や関係者以外立ち入らないようにいたします。

写真③は申請地北側から南側を撮影したものです。

敷地に高低差がありますが、現況地盤を2～3m程度切り下げ、出入り口付近のレベルになるよう造成する計画となっております。

写真④は申請地南側から北方向を撮影したものとなっております。

最後に、関係法令の処理状況でございますが、県産業廃棄物処理指導要綱に基づく手続きでございますが、県の環境部局で対応しているところでございますが、昨年11月に事業者から県に対して事前協議書が提出されております。

その際には、関係法令の個別事項の審査等を行い、また、地元住民への説明会の開催範囲につきましても、当該施設から300mと決定し、その範囲内の地元住民への合意形成に努めるよう事業者を指導してきたところであり、添付資料9ページにあるとおり300mの範囲に加え、地元自治会から計14名が参加した説明会を2月に開催し、また、周辺の福祉施設などには戸別訪問により事業内容を説明するなど、理解を求めてきたところであります。

また、今年の5月には、県から、関係する市町である鳴門市に対し、意見照会を行い、5月23日に「当該敷地の位置における都市計画上の特段の支障がない」という意見をいただいております。

次に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の関係でございますが、今後、事業者から県に対し、設置許可申請がされる予定です。

以上、簡単ではございますが、以上で第12号に関する説明を終わらせていただきます。

(徳島市：有本建築指導課長)

R1.7.2 第10回常務委員会

徳島市都市整備部の有本でございます。続きまして、議常第13号「廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」、建築基準法第51条に関する件の御説明をさせていただきます。

着座にて御説明をさせていただきます。

議案書の表紙を含め7ページ目のページ番号1をお開きください。

廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について、まず、申請者は、徳島市不動東町3丁目902番地の2、岸小三郎さんでございます。

次に、施設の概要でございますが、名称は、産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設で、申請地は、徳島市不動本町3丁目1647番1、1647番2及び1654番1の一部でございます。

敷地面積は、平成20年に許可を得た現在の面積1,113.28㎡を1,957.01㎡に拡張するものでございます。

続きまして、申請理由でございますが、近年、創業時には想定していなかった急速な超高齢社会に突入することとなり、医療・福祉施設などの事業者から排出される医療系廃棄物も比例して増加している現状に対応するため、敷地を拡張し、廃棄物の受け入れなどを行う倉庫を増築するものでございます。

次のページをお願いいたします。

申請地の位置でございますが、中央上部の小さな赤色で塗った部分が申請地でございます。周辺の状況でございますが、北側に飯尾川、西側には主要地方道徳島引田線が通っており、不動橋北詰より北へ直線で約1kmの不動本町北部に位置しており、都市計画における地域の指定は、市街化調整区域となっております。

3ページをお願いいたします。

縮尺2,500分の1の地図で敷地の位置をお示ししたものでございます。

中央部の飯尾川沿いの斜線で示しておりますところが敷地で、緑色斜線部が、現在、廃棄物処理施設として利用している敷地でございます。

その両端の赤色斜線部が今回、拡張を予定している敷地で、赤色で塗り潰した部分が増築を予定している倉庫の位置をお示ししたものでございます。

次のページをお願いいたします。

今回、増築を計画されている倉庫の配置図でございます。

まず、中央部の現在の利用敷地が廃棄物処理施設として、平成20年7月に当都市計画審議会の議を経て、同月に建築基準法第51条の建築許可を受けた敷地となっております。

続いて、東側及び西側の拡張予定の敷地が廃棄物の受け入れなどを行う倉庫を増築するために、今回、拡張する敷地となっております。

続きまして、お手元の添付資料2、議常第13号に関する説明資料をお願いします。

恐れ入りますが、1ページをお開きください。

まず、許可申請の法的根拠でございます。

建築基準法第51条の規定によりまして、都市計画区域内において、卸売市場、火葬場、ごみ焼却場などやその他政令で定める処理施設の用途に供する建築物を新築または増築する際は、

(1) 都市計画において、その敷地の位置が決定している場合

(2) 特定行政庁である徳島市長が県都市計画審議会、その敷地の位置を都市計画に定めるべきものが市である場合は市都市計画審議会の議を経て、都市計画上支障がないと認めて許可した場合

(3) 政令で定めた規模の範囲内の場合

に建築できることになっております。

今回、申請者は、近年、創業時には想定していなかった急速な超高齢社会に突入することとなり、医療・福祉施設などの事業者から排出される医療系廃棄物も比例して増加していること並びに平成26年に周囲の土地関係者と土地の境界が確定したことから上記の(2)により平成20年に許可を得た敷地を整理するとともに、現在利用している敷地の東側及び西側に敷地を拡張し、廃棄物の受け入れなどを行う倉庫を増築するもので、既存処理施設と一体で使用するため、増築する倉庫も処理施設の用途に供する建築物に該当し、増築に伴う敷地拡張は敷地の位置の変更にあたるため、改めて都市計画審議会の議を経ようとするもので、今回、御審議をお願いするものでございます。

参考資料として、1ページ後段から2ページに掛けて、今回御審議いただく法令根拠の抜粋を掲載しております。

次に3ページをお願いします。

申請の内容でございますが、(1)申請者及び(2)申請場所及び申請建築物等の概要の①申請場所、②区域区分、③敷地面積につきましては、先ほど、説明したとおりでございますので省略させていただきます。

「④建物用途及び床面積等」につきましては、延べ床面積578.17㎡の既存廃棄物搬入棟に、東棟及び西棟を併せて643.37㎡の倉庫を増築し、合計1,223.54㎡の廃棄物処理施設とするものでございます。

続きまして、施設概要についてでございますが、廃棄物処理法による位置付けといたしましては、産業廃棄物及び一般廃棄物の中間処理施設の焼却施設に該当します。

なお、この施設が主に取り扱っている廃棄物の品目は、医療系廃棄物でございます。

次に4ページをご覧ください。

既存処理施設の変遷でございます。

当申請者は、昭和63年に当地において、徳島県知事許可第1号の医療廃棄物処理業者として事業を開始しております。

ここでは、現在使用中の焼却炉となつてからの許可取得状況について示しております。

まず、①産業廃棄物処理施設設置許可を平成13年3月に、同年10月に②建築許可を取得しております。これは、ダイオキシン類対策特別処置法の施行に伴い基準を満たす焼却炉を新設したためでございます。

その後、平成15年7月に③一般廃棄物処理施設設置許可、同年8月に④一般廃棄物処理業許可を取得しております。

続いて、⑤建築許可、⑥産業廃棄物処理施設変更許可、一般廃棄物処理施設変更許可を平成20年7月に取得し、当初処理能力であった、1日当たり30tを60tに変更しております。これは、感染症の予防対策による医療系廃棄物の増加や介護保険制度導入に伴う介護保険施設等の増加に対応したためでございます。

最後に、⑦産業廃棄物処分業許可、⑧一般廃棄物処理業許可、⑨特別管理産業廃棄物処分業許可につきましては、最新の許可状況を示したもので、産業廃棄物及び一般廃棄物とも適正に許可は更新されております。

次に5ページをお願いします。

施設の運転管理体制で、年間稼働日数、作業時間などをお示ししております。

次に6ページをお願いします。

施設の位置を示した航空写真となります。

下段の航空写真をご覧ください。右下に凡例をお示ししております。

まず、緑色斜線が現在、利用されている敷地で、航空写真の中央部に位置します。

次に、赤色斜線が今回、敷地拡張を予定している敷地で、現在、利用している敷地の両側に拡張するものでございます。

次のページをお願いします。

配置図及び施設の現況写真となります。

配置図中央部の現在利用している敷地の両側、東側及び西側に敷地を拡張し、赤色で塗り潰した位置に廃棄物の受け入れなどを行う倉庫を増築するものでございます。

次に8ページ、9ページをお願いします。

増築を計画している東棟の平面図と立面図となります。廃棄物の受け入れは、1階平面図の三角印の部分から行います。

なお、焼却炉への投入は、1階は斜線部の既存部分を介して、2階は可動式シュートから1階の投入ホッパに直接、投入されるため、一度、受け入れた廃棄物が屋外に搬出される

ことはございません。

次に10ページをお願いします。

増築を計画している西棟の平面図と立面図になります。

廃棄物の受け入れは、平面図の三角印の部分から行います。

焼却炉への投入は、斜線部の既存計画部分を介して行うため、東棟と同様に、一度、受け入れた廃棄物が屋外に搬出されることはございません。

最後に本施設の増築につきましては、既に許可済みの敷地を拡張し増築するもので、本施設は市街地を促進するおそれがない地域に位置するため、周囲に与える影響は少なく、廃棄物を衛生的かつ適正に処理するために必要な増築であると考えております。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

(山中議長)

議常第12号、13号についての説明がありました。ただ今の説明に対してご質問等はありませんか。

(須見委員)

第12号に関する説明資料10ページについて、赤色、黄色、緑色が何を示しているかわからないのですが教えてください。また、廃掃法による地元の説明範囲半径300mと書いているが、これは説明するだけでいいのですか。許可まではいらないのですか。

(徳島県：高島建築指導室長)

縮尺が小さくて申し訳ございません。凡例を説明しますと、黄色が半径300mにある民家を示しており、事業者により説明会開催を案内したところであり、黄土色が事業者が戸別訪問し説明を実施したところであり、緑色が事業者が自治会に案内し、地元の自治会に説明会開催の案内をし、その案内を受け興味を持たれた方に説明したところでございます。その話の中で粉じん対策や環境対策などについて意見を出されまして、許可とかではありませんが、意見交換をした上で地元の理解は得たと聞いております。また、大麻比古神社のところについては、休みの日や神社の行事の日は、稼働しないことを約束して理解を得ていると聞いております。許可までは必要ありません。

(須見委員)

大事な300mの範囲内が大方不参加になっていますが、その後どうなっているかわかりません。案内するだけで良いのであれば、この位置で良いと思いますが、許可が必要であるとか、住民の何割以上が説明会に参加しておく必要があるとか、決まりがあるのであれば都合が悪いと思います。

(徳島県：高島建築指導室長)

案内をするときに、今回の趣旨を説明した上で、興味がある人は参加して意見を言っていたいただいております。

(須見委員)

その程度のものでいいのですね。

(徳島県：環境指導課)

環境指導課としても、理解を得られるように努めていただくようお願いしているところでございます。

(山中議長)

説明会を開かれたという事実だけで、了解を得られた訳ではないということですね。

(徳島県：環境指導課)

同意までは求めているのですが、意見を言うことができる規定になっており、参加されなかった人は、意見がなかったということになります。

(須見委員)

参加しなかったら意見はないのと同じであるという説明もしているということですか。

(徳島県：環境指導課)

県の取扱い上、意見を言うことができる権利の行使がされなかったということになります。

(須見委員)

そこまで説明をした上で、不参加の表明をされたということですね。

(徳島県：環境指導課)

環境指導課として全員の同意を求めている訳ではないので、任意の参加でもやむを得ないと考えております。

(須見委員)

後に不参加を表明された方から、苦情なりが出ることは皆無ということですね。

(徳島県：環境指導課)

皆無であると期待したいところです。

(真田委員)

位置については良いかなと思いますが、大麻比古神社の駐車場の入口から微妙に見えるところにあって、大麻比古神社は県内でも重要な観光地となっていますので、その価値が下がらないように、敷地の南側の植栽とかそういうところに気をつけていただければと思います。

(山中議長)

直接見えないようにするということですね。このことについて、何かの形で申し入れできるのですか。

(徳島県：高島建築指導室長)

御意見が出たということはお伝えしておきます。

(山中議長)

許可の条件というのはなかなか難しいかもしれませんね。

他にございませんか。

(秋山氏(根本委員代理))

大麻比古神社の駐車場北側入口に近いので、施設の前を通過して神社に来られたり、神社から帰られたりするのではないのですか。

(徳島県：高島建築指導室長)

帰りに通ることになると思います。

(山中議長)

来るときは別の方面から来るということですね。

(秋山氏(根本委員代理))

少ないとは思いますが、香川県から来られる車には影響はないのですか。

(徳島県：高島建築指導室長)

神社の行事があるときは、稼働しないという話ができているので、影響はないと考えております。

(山中議長)

第12号は破碎施設なので騒音が懸念されます。200m離れると、たいていの騒音は大丈夫だと思いますが、どの程度の騒音なのか想像がつかないですね。破碎するものによっても違ってくると思いますし、コンクリートを破碎するとなると、相当な音になると思われます。また、処理能力が上がることで、処理時間は短くなると想定されますが、年間何日くらい稼働するのか教えてもらえれば、我々も安心できるのですが、何かありますか。

(徳島県：高島建築指導室長)

今聞いているのでは、処理されたコンクリート殻が年間約2,100t出てきて、そのうち、再利用できる無筋のコンクリートが約3分の1の約600tであり、1日どのくらい処理をするかというのは、そのときの受注量に応じて、前後することになるかと思いますが、600tを単純に年間200日で割ると、1日当たり3tくらいになるかと思いますが、ただ、壊す日もあれば、壊さない日もあるので、1日どれくらい稼働するかというと、最大が10tトラック10台分と考えますと、それほど稼働することはないと思います。

(山中議長)

100t入ってくるということですよ。それにしても、施設の処理能力がすごい高いですよ。

(徳島県：高島建築指導室長)

処理能力は非常に高いですが、受け入れ実績が年間約2,100tくらいしかないので、四六時中破砕しているということはないと考えております。

(山中議長)

今までの受け入れ実績が年間約2,100tあり、そのうち破砕するものが約600tということですね。ただ、これほどの処理能力の機械を入れるということは、受け入れ能力は上がると考えても良いですよ。能力から言えば、数日も動かせば処理できててしましますが、運搬能力がネックとなり、1日8時間も稼働する日はないですよ。1日1、2時間稼働すれば処理できてしまうということですね。

市街化調整区域ですので、開発審査会にも諮られて、同じような議論になるということですね。

この破砕機がどれくらいの騒音を出すものかわかる資料はないですか。

1m離れると何dBとか、航空機並みの120dBであるとかわかりますか。普通のトラックなら200m離れてしまえば騒音は気にならないと思いますが、航空機並みの騒音であれば気になりますよね。騒音レベルを確認させていただければと思います。

(徳島県：環境指導課)

破砕機の騒音レベルは、84dBですが、予測結果では現況値51dB、予測値58.6dBとなっており、合成値が59.3dBとなっております。

(山中議長)

それは何も入れないときですよ。84dBというのは、何か破砕したときでしょうね。木材とかならそれくらいの騒音かもしれませんが、コンクリートならもっと大きな音になるでしょうね。90数dBとか、パワーショベルが動いているようなイメージですかね。

(須見委員)

そのようなこともわからないのに、審査になるのですか。

(山中議長)

これは、騒音の規制があるのではないですか。

(徳島県：環境指導課)

はい。環境のアセスで道路端で65dB以下にするといった基準があり、これは、廃棄物施設の設置許可の方での事前協議の段階ではクリアできています。今後、本申請が出てくることとなります。

(山中議長)

敷地内で65dBまでに落とす必要があります。そこから200m離れると45dB以下にはなるでしょうね。

ほかございませんでしょうか。

(真田委員)

先ほどの景観の話をアセスの方で規制できないのですか。

(徳島県：環境指導課)

廃掃法に基づくミニアセスでは景観が入っていないためできません。

(真田委員)

第13号の方になりますが、川に挟まれたところに設置されるということで、取り扱う廃棄物が医療系感染性のものであることから、浸水したときが心配になりますが、何か対策は考えられておりますか。ハザードマップを見る限りでは、そこまで危険性が高いところではないのかなと思うのですが、載っている資料の色が不鮮明で、分かりにくいので教えてください。

(徳島市：有本建築指導課長)

申し訳ございませんが、特にこの場所の浸水対策については、確認をとれておりません。ただ、過去にも、この場所が水に浸かったということは聞いておりませんし、今回の施設は排水することはないということで、この場所が水に浸かったときの対策は特にございません。

(山中議長)

事業のBCP(事業継続計画)的な話ですね。

今回のエリアですが、南方に岸化学さんとか工業地的に集約されていますが、都市計画的にはどのような位置づけになっているのですか。

(徳島市：有本建築指導課長)

今回の計画地の左下の食肉センターはと畜場として都市計画決定されておりますが、他の岸化学さんなどについては化製事業になるので、特に調整区域でも許可とかは不要になります。

(山中議長)

1件1件開発許可を取って建てられたものですね。エリアとして何も指定はないのですか。

(徳島市：有本建築指導課長)

特に指定はございません。化製場法に基づく施設なので調整区域でも許可が不要な施設になります。最近では、申請地の道路挟んだ南側の鶏糞の施設については、開発審査会でご審議いただきました。

(山中議長)

わかりました。

ほかにごございませんか。

(各委員)

ありません。

(山中議長)

それでは、御意見等もないようですので、議常第12号、13号について、採決を行います。

この2議案について、「この施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないと認められる。」と議決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(山中議長)

「異議なし。」とのことですので、議常第12号、13号については、そのように議決します。

これで本日の議事はすべて終了いたしました。事務局から他に何かございますか。

(森都市計画課長)

特にございません。

(山中議長)

それでは他に何もありませんから、これをもちまして徳島県都市計画審議会第10回常務委員会を終えたいと思います。皆さんどうもありがとうございました。

(秋田室長)

それでは、会議閉会にあたりまして、鍬田次長より閉会の御挨拶をさせていただきます。

(鍬田県土整備部次長)

最後に、一言お礼申し上げます。

委員各位におかれましては、お忙しい中、ご審議を賜り、誠にありがとうございました。今後は、いただいた御意見を受け、各法令の審査を経て、施設が設置されることとなりますが、今後とも皆様方の御指導、御鞭撻よろしく申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

会議録署名 (徳島県都市計画審議会第10回常務委員会)

真田委員

真田 純子



三好委員

三好 真千

